

# 国土交通省へ申請・届出を行うには

## オンライン申請だと自宅やオフィスのパソコンから申請できます

申請の流れは以下のとおりです。

### 国土交通省オンライン申請システム

1 手続の確認

国土交通省オンライン申請システムから、電子申請で利用できる手続を確認します。  
ID・パスワード、電子署名、手数料の有無等の各手続の申請条件を確認して下さい。

2 利用者情報・申請手続情報の登録

国土交通省オンライン申請システムから、利用者情報を登録し、ID・パスワードを取得します。  
さらに、申請したい手続と提出窓口の登録を行います。  
※ID・パスワードを必要としない手続については、本登録は不要です。

### e-Gov電子申請システム

3 パソコンの環境設定  
電子証明書の確認

e-Gov電子申請システムの利用には、下記①②の導入が必要です。

- ①Java実行環境 (Java Runtime Environment)
- ②e-Gov電子申請用プログラム (クライアントモジュール)

※導入作業が済んでいない方は「[初めての方はこちら](#)」を御参照のうえ、e-Gov電子申請システムの導入を行ってください。

4 申請書の作成・送信

e-Gov電子申請システムの手続検索機能から、各手続の詳細情報ページを検索し、申請に必要な様式・添付書類等の確認を行います。

さらに、申請に必要な様式が指定されている場合、各手続の詳細情報ページに掲載されていますので、ご利用のパソコン等へ保存しておきます。

5 審査状況の確認

e-Gov電子申請システムを利用して提出した申請書の審査状況を確認することができます。

詳しい申請方法は (<http://www.goa.mlit.go.jp/>) をご覧ください。

動画マニュアル  
掲載中

<1. 2に関する問合せ先>

国土交通省 総合政策局 行政情報化推進課  
03-5253-8111(代表)  
(内線: 28-342、28-344、28-345)  
対応時間: 平日: 9:30~18:00(12:00~13:00を除く。)  
E-mail: [goa-support@mlit.go.jp](mailto:goa-support@mlit.go.jp)

<3~5に関する問合せ先>

電子政府利用支援センター  
(ナビダイヤル)0570-041041  
(ナビダイヤルが利用できない場合) 017-721-0363  
対応時間: 平日: 9:00~19:00、土日祝: 9:00~17:00

国土交通省オンライン申請システムはこちら



「国土交通省オンライン申請」で検索してください。

国土交通省オンライン申請

検索



e-Gov電子申請システムはこちら



「電子政府」で検索してください。

電子政府

検索

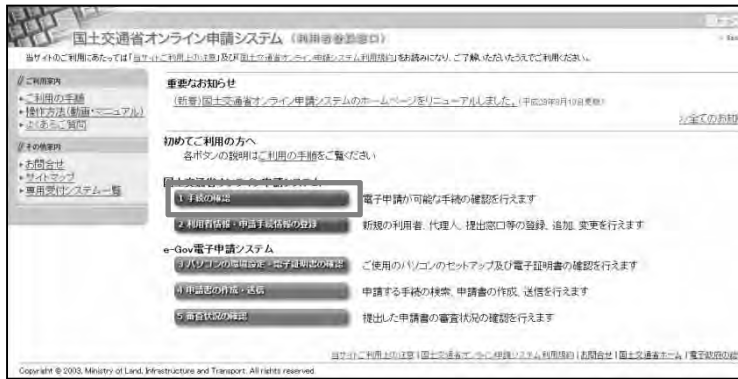


# 国土交通省へ申請・届出を行うまでの手順

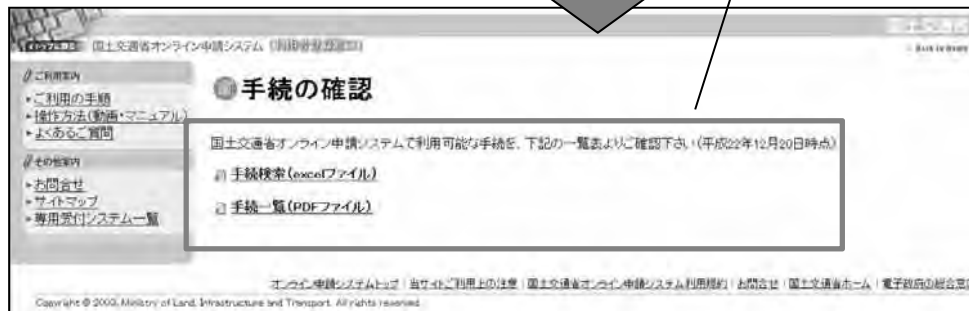
http://www.goa.mlit.go.jp/  
(国土交通省オンライン申請システム)

## 1. e-Gov電子申請システムで申請できる手続の確認

(国土交通省オンライン申請システムのトップページ ⇒ 「1. 手続の確認」)

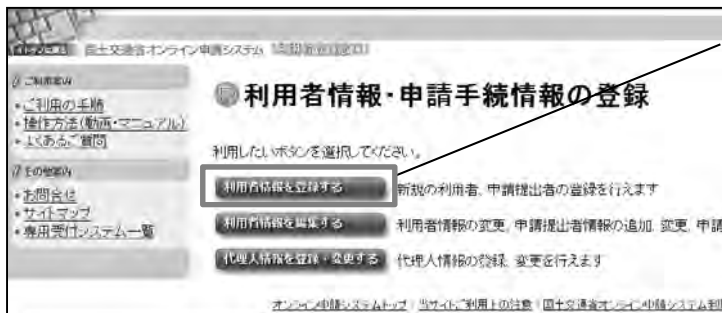


電子申請を行う前に、電子申請可能か、手数料・電子署名の有無等について必ずご確認ください。



## 2. 国土交通省オンライン申請システムでのID・パスワードの取得、提出窓口の登録

(国土交通省オンライン申請システムのトップページ  
⇒ 「2. 利用者情報・申請手続き情報の登録」)



1. 「利用者情報を登録する」をクリックして、利用規約に同意し、必要事項の入力を行い送信します。
2. 登録したメールアドレスにメールが届きますので、メール本文中のURLにアクセスして登録を完了させ、ID・パスワードを取得します。(ID・パスワードを必要としない手続もあります)



3. 引き続き、「所管一覧」から申請したい手続と提出窓口の登録を行います。登録内容を担当職員が承認すると、登録したメールアドレスに通知されます。



申請する手続・提出窓口の登録がされていないと、申請書作成時にエラーになります。

<http://www.e-gov.go.jp/>

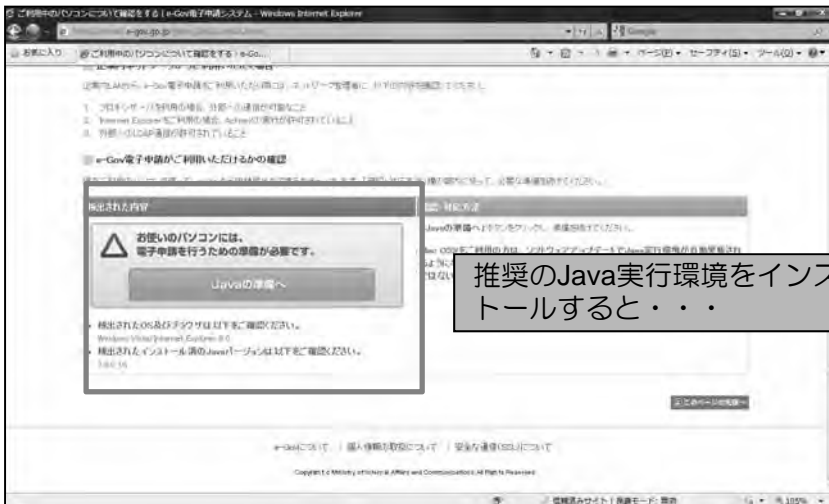
(e-Gov電子申請システム)

### 3. パソコンの環境設定・電子証明書の確認

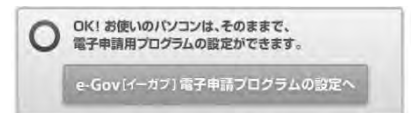
(国土交通省オンライン申請システムのトップページ→「3. パソコンの環境設定・電子証明書の確認」→「e-Gov電子申請システムを初めてご利用になる方」→「パソコンのセットアップを開始」)

#### ①パソコンの確認

e-Gov電子申請システムで届出・申請を行う場合、パソコンの環境の確認をお願いします。推奨のJREがインストールされていない場合はJREのアップデートが必要となります。



推奨のJava実行環境をインストールすると・・・



#### ②e-Gov電子申請プログラム(クライアントモジュール)の設定

システムからダウンロードすると自動でインストールが行われます。



#### ③電子証明書の確認

セキュリティを重視する一部の手续で、インターネット上での改ざんやなりすましを防ぐため、電子認証（電子の世界における印鑑と印鑑証明書）の仕組みを用いています。申請するには事前に認証局の発行する電子証明書を取得し、申請書送信時に電子署名（申請書を暗号化すること）を付与する必要があります。

※e-Govに対応している認証局は複数ありますので、以下をご確認下さい。

[http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/setup/manu\\_certificate.html](http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/setup/manu_certificate.html)

※電子証明書を必要としない手続もあります。

## 4. e-Gov電子申請システムでの申請書の作成・送信

(国土交通省オンライン申請システムのトップページ→「4. 申請書の作成・送信」)

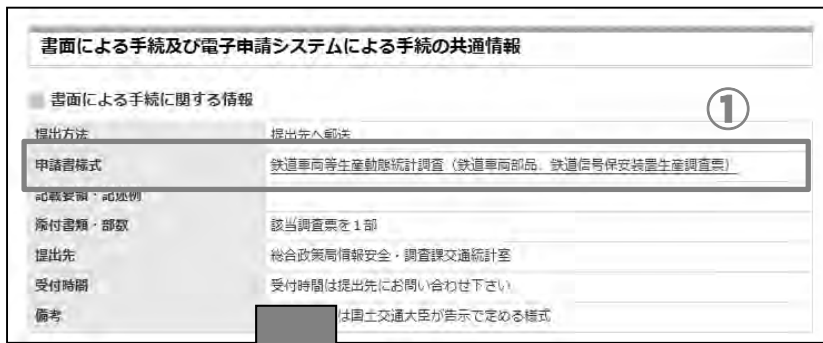
### ①申請したい手続を検索する



手続名を入力して検索します。



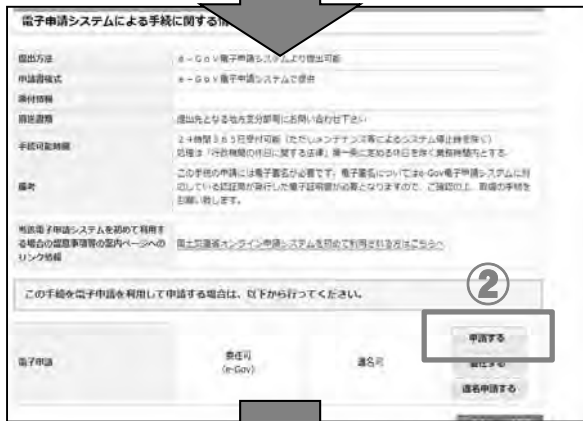
### ②申請画面に進み、申請書様式の取得・基本情報を入力する



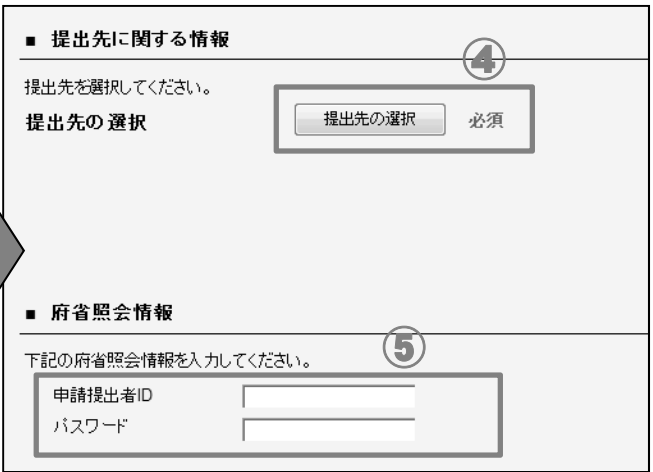
#### 【画面の流れ】

1. 画面を下にスクロールさせて、「申請書様式」より指定のファイルをダウンロードし、事前に作成してください。
  2. 「申請する」ボタンをクリックします。
  3. 基本情報を入力します。
- ※国土交通省オンライン申請システムからIDを取得していても再度入力が必要です。
4. 国土交通省オンライン申請システムで登録した提出窓口を選択します。
  5. 府省照会情報に、国土交通省オンライン申請システムで取得したID・パスワードを入力します。

※ID・パスワードを必要としない手続もあります。



「申請する」をクリックしても画面が変わらない場合は、Internet Explorerの設定変更が必要です。詳しくは、本パンフレットの最後のページをご覧ください。



### ③申請書に記入して送信する



(2)添付書類・別送書類がある場合は「入力」をクリックして必要事項を入力します。

(1)申請書表紙の入力

(3)申請書送信

### ④申請書が到達したことを確認する



申請内容が表示されます。

手数料納付情報が表示されます。(申請提出時に手数料額が確定する手続の場合)

電子納付する

### 5. e-Gov電子申請システムでの審査状況の確認


(国土交通省オンライン申請システムのトップページ→「5. 審査状況の確認」→「状況照会」→「状況確認」)



申請、届出を完了した時（到達確認をした時）に表示される到達番号と問合せ番号を入力して審査状況の確認ができます。

## (参考) e-Gov電子申請システム最近よくあるご質問 (抜粋)

(申請するボタン右上

電子申請に関するお問合せ 



よくあるお問い合わせ (Q&A)



「最近よくあるご質問」)



「申請する」ボタンを押しても画面が変わりません。



電子政府利用支援センター

よくあるお問い合わせ(Q&A)

[トップページ](#) > [よくあるお問い合わせ](#) > [最近よくあるご質問](#)

### 最近よくあるご質問

- |        |  |
|--------|--|
| ■ 件名   | 「申請する」ボタンを押しても画面が変わりません。   |
| ■ 回答   | <p>「申請する」ボタンを押しても画面が変わらない場合、ご利用のブラウザ等のポップアップブロック機能によって表示制限されている可能性があります。</p> <p>この場合、以下の何れかの設定変更をお試ください。</p> <p>&lt;ポップアップブロック機能があるソフト&gt;</p> <p>■Internet Explorer (ver.6以降)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) Internet Explorerの上部「ツール」から「インターネットオプション」を開く</li><li>2) インターネットオプション画面で、「プライバシー」タブを開く</li><li>3) プライバシータブ内の、ポップアップブロックの「設定」に入る</li><li>4) ポップアップブロックの設定画面で、「許可するWebサイトのアドレス」に、「*.e-gov.go.jp」を入力し、「追加」ボタンを押す</li><li>5) 「許可されたサイト」に「*.e-gov.go.jp」が入ったことを確認し、ポップアップブロックの設定画面、インターネットオプション画面を閉じる</li><li>6) もう一度「申請する」ボタンを押して申請をおこなう。</li></ol> <p>■googleツールバー</p> <p>申請画面にてツールバーに表示されている「ポップアップブロッカー」ボタンをクリックして許可リストに登録する。</p> <p>■他社ツールバー、セキュリティソフト</p> <p>他社のツールバーや一部のセキュリティソフトにも同様の機能がある場合がございます。</p> <p>設定変更の操作方法については情報を持ち合わせておりませんので、各ソフトウェアの メーカーにお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。</p> |
| ■ 参考情報 | 「申請する」ボタンを押しても画面が変わらない場合について<br><a href="https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/manual/tips/attention/07/index.html">https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/manual/tips/attention/07/index.html</a>  |